



平成29年3月8日（水）

【照会先】

愛知労働局需給調整事業部需給調整事業第二課

課長 牧山 清

課長補佐 南谷 元尚

（電話） 052-219-5587

報道関係者 各位

派遣元事業主に対する再度の労働者派遣事業停止命令について

愛知労働局（局長：木暮康二）は、職業安定法第44条（昭和22年法律第141号）で禁止される労働者供給事業（いわゆる二重派遣）を行ったとして、労働者派遣事業停止命令を受けた労働者派遣事業主が、当該停止命令期間中に新たな労働者派遣を実施し、労働者派遣事業停止命令に違反したため、再度、労働者派遣事業停止命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称	株式会社セイユー
代表者の職氏名	代表取締役 四本 聡
所 在 地	愛知県豊橋市瓦町54-3
許 可 番 号	派23-040029（平成15年11月1日 許可）

第2 処分内容

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第14条第2項の規定に基づく労働者派遣事業停止命令。

（内容は第4のとおり）

第3 処分理由

株式会社セイユーは、平成28年7月14日、愛知労働局長より、平成28年7月15日から平成28年8月14日までの間、労働者派遣事業の停止を命じられていたにもかかわらず、本社事業所において、少なくともA社に対し同年8月1日から労働者派遣事業を行い、もって労働者派遣事業停止命令に違反したものの。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

本社事業所に対し、平成29年3月9日から同年5月8日までの間、
鈴鹿事業所に対し、平成29年3月9日から同年4月8日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

【 参 考 】

○ 労働者派遣法(抄)

(許可の取消し等)

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 (略)

二 この法律(第二十三条第三項、第二十三条の二、第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三～四 (略)

2 厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。